

消費生活 相談

Q&A

結婚するまで お世話します!?

Q 携帯電話の結婚相手紹介サイトを見つけて業者に電話をしたら、店舗に来よう誘われました。先日、店舗に出向くと、担当者から「絶対に結婚できるまでお世話を



します」と熱心に言われたので、40万円の結婚相手紹介サービス契約をしました。しかし、自宅に帰って契約書面を見たところ、契約期間が2年と記載されていました。2年で紹介サービスが終わるなら、絶対に契約はしませんでした。契約期間が終了しても、言われた通りに結婚できるまで相手を紹介してもらえるのでしょうか。

A 結婚相手紹介サービスは、その内容からして結婚の成立を約束できるものではありません。今回の契約も、セールストークに問題はあるものの、「契約期間に関係なく結婚成立までお世話をする」旨の記載が契約書面にない以上、契約期間(役務提供期間)の2年間が終了すれば、結婚相手の紹介も無くなります。

結婚相手紹介サービスなどで支払金額が5万円を超え、役務提供期間が2カ月を超える契約は「特定継続的役務提供契約」といい、契約書面を受け取ってから8日間のクーリング・オフと中途解約の制度があります。クーリング・オフは、消費者が契約してしまった後でも、一定の期間内に相手業者に対して書面で通知をすれば、無条件で契約を解除できるという制度です。

今回の場合はこの制度が利用できるのですが、はがきに必要事項を書いて、両面コピーを取ってから簡易書留郵便で業者へ送付しましょう。

※くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。

男女 共同参画 の視点

固定的な役割による 偏見と慣習

慣習——ある社会で、長い時間をかけてみんなに認められるようになった習わし。世間のしきたり。

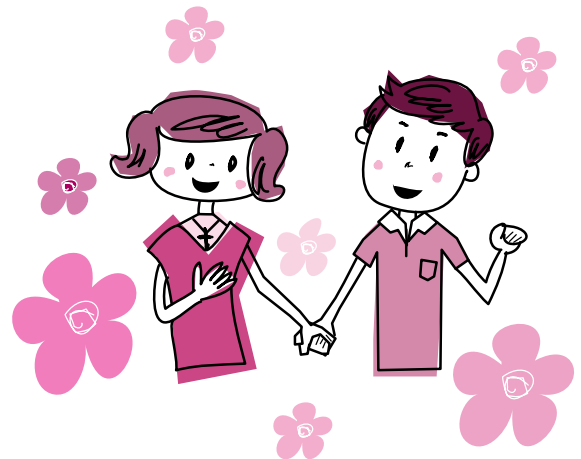
これまで当然と認識されてきた取り決め事や約束事は、中々すぐに変えられるものではありません。

「男だから」「女だから」という固定観念も、今なお根深くあります。

「男は弱音を吐くものではない。力仕事や物事の決定は男の役目。長男には家の跡継ぎを期待する」。これに対し、「家事・育児は女の仕事。仕事は一生続けなくてもよい。女は控えめがよい」などのイメージはありませんか。

今まで当然とされてきた“男女のイメージ”を、これからも社会全体が持ち続けるとどうなるでしょうか。男性は仕事を優先し、家庭や自分自身のための時間が持たず、女性は働きたくても働くことをあきらめたり、家事や育児による重圧を一手に抱える…自分自身の生活が楽しめない、窮屈な社会になってしまうかもしれません。

平成16年度に行われた男女共同参画に関する市民意識調査、分野別の男女の地位の平等感は、「教育の場で」が54.7%、



「法律・制度で」が31.6%、「家庭生活の中で」が24.6%で、中でも「社会通念・慣習・しきたりなど」が7.7%と最も低い数値でした。

性別による決めつけをなくし、自由な選択の下、男性も女性も対等に向き合える社会を目指すために…わたしたち一人一人が、固定化したイメージやしきたりなどを見つめ直すことが大切です。

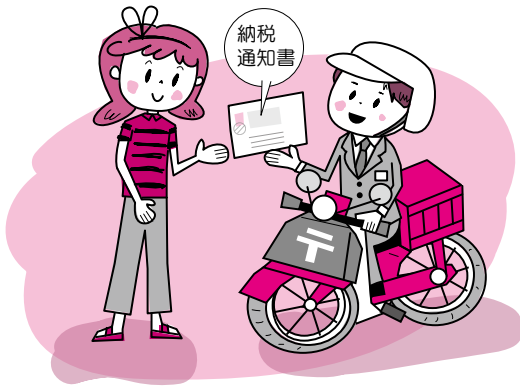
※くわしくは企画政策課(☎20-1500)へ。

国保 年金



国民健康保険税

納税通知書を発送します



国民健康保険税は、加入者の負担能力に応じて賦課され、病気やけがの医療費支払いに充てる大切な財源です。

今年度の税額は平成20年中の所得を基に算定されたもので、基礎課税分と後期高齢者支援金等課税分、介護納付金課税分の合計額となっています。基礎課税分と後期高齢者支援金等課税分は全加入者が、介護納付金課税分は40歳以上65歳未満の加入者が課税対象となります。

納税通知書・税額決定通知書を発送

これまで納付書や口座振替の方法で納付していた世帯主には、7月15日に納税通知書を発送します。

年金から直接引き落とす特別徴収で納付している世帯主には、税額決定通知書を7月22日に発送します。希望する場合は申し出により口座振替で納付することもできます。申し出の時期により納付方法の切替時期が異なるので、くわしくは保険年金課へ問い合わせてください。

国民健康保険税の軽減

前年中の所得が一定額以下の世帯に、均等割額と平等割額の軽減制度があります。世帯主と加入世帯員(所得申告をする人)全員が、住民税などの所得申告をしていない場合は、軽減の適用を受けることができませんので、速やかに申告をお願いします。

- 6割軽減…前年中の合計所得(世帯主と加入世帯員全員の所得)が、33万円以下の世帯
- 4割軽減…前年中の合計所得が、33万円+24万5千円×世帯主以外の加入世帯員数で算出した額以下の世帯
災害などの特別な事情により生活が著しく困難なときは、分割納付や減免を受けられる場合があります。

※くわしくは保険年金課(☎20-1526)へ。納税の相談については納税課(☎20-1519)へ。



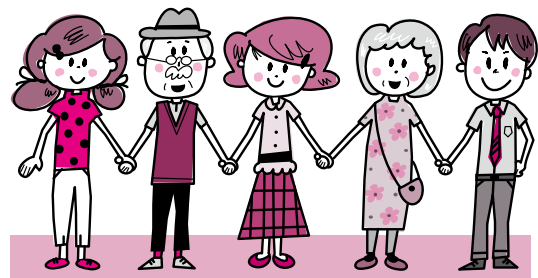
国民年金保険料の免除制度

納付が困難な場合は申請を

平成21年度の国民年金保険料は月額14,660円です。将来年金を受け取るためには、保険料を一定期間きちんと納める必要があります。しかし、経済的な理由で納付が困難な場合は、申請をすることにより保険料の全額免除や一部免除を受けることができます。

- 全額免除…保険料の全額が免除
- 4分の1納付…保険料の4分の3が免除
- 2分の1納付…保険料の2分の1が免除
- 4分の3納付…保険料の4分の1が免除

免除制度を利用するには、本人・配偶者・世帯主の前年の所得が、それぞれ一定額以下であることが必要です。承認期間は、平成21年7月分から22年6月分までです(平成20年7月分から21年6月分の免除を受けるには今月中の申請が必要)。現在、給付されている国民年金の3分の1(将来は2分の1)は国の負担で賄われています。そのため全額免除の期間があっても、受け取る年金には国の負担に相当する額が算入



されます。保険料の免除や猶予を受けず、未納の状態では障がいや死亡などの事態が発生すると、これらの年金が受けられない場合があります。一部納付制度を利用して納めるべき一部保険料に未納があれば無効となり、受給資格期間と年金額に算入されませんので注意してください。

その他の免除制度

- 若年者納付猶予制度…30歳未満の人が対象(所得審査あり。年金額を計算する際には、この期間は算入されません)
- 学生納付特例制度…学生が対象(所得審査あり。年金額を計算する際には、この期間は算入されません)
- 法定免除…障害年金や生活保護を受けている人が対象(この期間の年金額は3分の1になります)

※くわしくは千葉国民年金電話センター(☎043-203-5600)または保険年金課(☎20-1547)へ。